

## 郵政民営化委員会議事規則（案）

## （趣旨）

第 1 条 郵政民営化委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、郵政民営化委員会令（平成 18 年政令第 143 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## （会議の招集等）

第 2 条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集するときは、その日時、場所及びその他必要な事項を定めて、委員に通知するものとする。

## （議長）

第 3 条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## （利害関係を有する委員の取扱い）

第 4 条 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該事案に係る会議及び議決に加わることができない。

2 前項の委員は、当該委員の利害関係の有無に係る同項の決議に加わることができない。ただし、当該決議に係る審議に出席し、意見を述べることができる。

## （意見の開陳等）

第 5 条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

## （公開）

第 6 条 委員長は、委員会に諮った上で、会議を公開することができる。

2 会議の議事録及び議事要旨は、会議の都度作成し、公開するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録及び議事要旨の一部又は全部を公開しないものとすることができる。

3 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

## （雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。